

◇大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

- 1 職員の給料月額を改定することにしました。
- 2 職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 3 この規程は、公布の日（令和6年11月29日）から施行し、一部の規定は、令和6年4月1日から適用することにしました。ただし、一部の規定は、令和6年12月1日から施行することにしました。

（水道局総務部職員課）